

議事日程第12号

令和4年(2022年)招集大阪狭山市議会定例会9月定例会議会議事日程

令和4年(2022年)9月1日午前9時30分開議

議会期間(令和4年9月1日から同年9月29日まで29日間)

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 発議第13号 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第2 | 議案第50号 | 教育委員会の委員の任命について |
| 日程第3 | 議案第51号 | 令和3年度(2021年度)大阪狭山市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第4 | 議案第52号 | 令和3年度(2021年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について |
| 日程第5 | 議案第53号 | 令和3年度(2021年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について |
| 日程第6 | 議案第54号 | 令和3年度(2021年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第7 | 議案第55号 | 令和3年度(2021年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第8 | 議案第56号 | 令和3年度(2021年度)大阪狭山市半田財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第9 | 議案第57号 | 令和3年度(2021年度)大阪狭山市東野財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第10 | 議案第58号 | 令和3年度(2021年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第11 | 議案第59号 | 令和3年度(2021年度)大阪狭山市岩室財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第12 | 議案第60号 | 令和3年度(2021年度)大阪狭山市茱萸木財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 | 議案第61号 | 令和3年度(2021年度)大阪狭山市下水道事業会計決算認定について |
| 日程第14 | 議案第62号 | 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条 |

		例について
日程第15	議案第63号	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第64号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第17	議案第65号	職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第18	議案第66号	大阪狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第19	議案第67号	大阪狭山市市税条例等の一部を改正する条例について
日程第20	議案第68号	大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例について
日程第21	議案第69号	令和4年度(2022年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第5号)について
日程第22	議案第70号	令和4年度(2022年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第6号)について
日程第23	議案第71号	令和4年度(2022年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)について
日程第24	議案第72号	令和4年度(2022年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)について
日程第25	議案第73号	令和4年度(2022年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第2号)について
日程第26	議案第74号	令和4年度(2022年度)大阪狭山市半田財産区特別会計補正予算(第1号)について
日程第27	報告第4号	令和3年度(2021年度)大阪狭山市健全化判断比率の報告について
日程第28	報告第5号	令和3年度(2021年度)大阪狭山市資金不足比率の報告について
日程第29	報告第6号	令和3年度(2021年度)公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団事業会計決算報告について

発議第13号

会議録署名議員の指名について

大阪狭山市議会会議規則（昭和62年大阪狭山市議会規則第1号）第80条の規定により、下記のとおり署名議員を指名する。

令和4年(2022年)9月1日提出

大阪狭山市議会議長 山本尚生

記

12番 西野滋胤

13番 鳥山健

議案第50号

教育委員会の委員の任命について

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらる。

令和4年(2022年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川照人

記

住所 大阪府東大阪市○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 井上寿美

昭和33年○○月○○日生

議案第51号

令和3年度(2021年度)大阪狭山市一般会計歳入歳
出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和3年度(2021年度)大阪狭山市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年(2022年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第52号

令和3年度(2021年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和3年度(2021年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年(2022年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第53号

令和3年度(2021年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和3年度(2021年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年(2022年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第54号

令和3年度(2021年度)大阪狭山市後期高齢者医療
特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和3年度(2021年度)大阪狭山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年(2022年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第55号

令和3年度(2021年度)大阪狭山市池尻財産区特別
会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和3年度(2021年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年(2022年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第56号

令和3年度(2021年度)大阪狭山市半田財産区特別
会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和3年度(2021年度)大阪狭山市半田財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年(2022年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第57号

令和3年度(2021年度)大阪狭山市東野財産区特別
会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和3年度(2021年度)大阪狭山市東野財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年(2022年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第58号

令和3年度(2021年度)大阪狭山市今熊財産区特別
会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和3年度(2021年度)大阪狭山市今熊財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年(2022年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第59号

令和3年度(2021年度)大阪狭山市岩室財産区特別
会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和3年度(2021年度)大阪狭山市岩室財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年(2022年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第60号

令和3年度(2021年度)大阪狭山市茱萸木財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度(2021年度)大阪狭山市茱萸木財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年(2022年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第61号

令和3年度(2021年度)大阪狭山市下水道事業会計
決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、令和3年度(2021年度)大阪狭山市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年(2022年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第62号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和4年(2022年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年大阪狭山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「という。）（」の次に「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、」を加え、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- (イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号を次のように改める。

- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる場合に該当するときは第2号及び第3号に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に該当する場合）とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第3条第8号を削り、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

第6条を次のように改める。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）

第6条 育児休業をした職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給日（給与条例第10条第1項の規則で定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第9条第1項中「平成7年大阪狭山市条例第2号」の次に「。以下「勤務時間条例」という。」を加え、「、1日を通じて2時間（規則で定める特別休暇を承認されている職員については、2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間）を超えない範囲内で、

職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について」を削り、同条第2項中「労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を「勤務時間条例第14条の規定による生後1年（特にやむを得ない事情がある場合にあつては、1年3月）に達しない子を育てるための特別休暇（以下「育児時間」という。）又は同条例」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に育児休業計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の職員の育児休業等に関する条例第3条（第5号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条の規定は、育児休業をした職員がこの条例の施行日以降に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が施行日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に育児休業をしている職員が施行日以降に職務に復帰した場合における改正後の条例第6条の規定の適用については、同条中「100分の100以下」とあるのは、「100分の100以下（当該期間のうち令和4年10月1日前の期間については、2分の1）」とする。

議案第63号

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和4年(2022年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例（昭和58年大阪狭山市条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条—第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）

第5章 雑則（第13条）

附則

第1章 総則

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改める。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に係る」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に係る」に、「定め、その職員」を「定め、当該職員」に、「当該職務」を「当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めているものについては、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長し

た場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「退職により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき。」を「こと。」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「欠員を容易に補充することができないとき。」を「欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき。」を「こと。」に改め、同条第2項中「前項の事由が引き続き存する」を「前項各号に掲げる事由が引き続きある」に改め、「を得て、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限は、その職員に係る定年退職日」を「当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」に改め、同条第3項中「引き続き」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「存しなくなつた」を「なくなつた」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる。」を「当該期限を繰り上げるものとする。」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年大阪狭山市条例第10号）第14条に規定する管理職手当を支給される職員の職
- (2) 前号に準じて市長が別に定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この

章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等を行った職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営

に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として市長が定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他市長が定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思の確認をするよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第21項の規定は、公布の日から施行する。

(勤務延長に関する経過措置)

2 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和58年大阪狭山市条例第3号。以下「旧条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他市長が定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該市長が定める職にあっては、市長が定める職員）を昇任し、降任し、又は転任することができない。

4 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第2項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3

月31日（以下この項から第11項までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達しているものを、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過するまでの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項、第10項又は第11項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがあるもの

6 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

- (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの
- 7 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 8 暫定再任用職員（第5項、第6項、第10項又は第11項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 9 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 10 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 11 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日

までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。第20項において同じ。）に達しているもの（新条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の市長が定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

12 前2項の場合においては、第7項から第9項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

13 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

14 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

15 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

16 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

17 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（第5項から第12項までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下次項及び第19項において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

18 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

19 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第17項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

20 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の市長が定める短時間勤務の職（以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該市長が定める短時間勤務の職にあつては、市長が定める者）を、新条例第12条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第12条の規定により採用された職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における

当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該市長が定める短時間勤務の職にあっては、市長が定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

（令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢）

2 1 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。

（職員の再任用に関する条例の廃止）

2 2 職員の再任用に関する条例（平成12年大阪狭山市条例第33号）は、廃止する。

議案第64号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和4年(2022年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年大阪狭山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項を次のように改める。

5 法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年大阪狭山市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）の規定により定められたその者の勤務時間を市長が定める時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第3条中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

第17条第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第23条中「法第28条の4第1項に規定する常勤の再任用職員」を「常勤の職員」に改める。

第25条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第26条第2項第1号及び第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第28条の2（見出しを含む。）中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表第1再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

附則に次の8項を加える。

15 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（この項及び第17項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第4項の規定により定められた当該職員

の属する職務の級並びに第4条及び第10条各項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

16 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 職員の定年等に関する条例（昭和58年大阪狭山市条例第3号）第9条第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第9条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条各号に掲げる職を占める職員
- (3) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

17 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び第19項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に第15項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市長が定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、第15項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

18 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第4項の規定により定められた当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第4項の規定により定められた当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受

ける給料月額」とする。

- 19 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第15項の規定の適用を受ける職員に限り、第17項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 20 第17項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の第15項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 21 第17項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第25条第5項（第26条第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第17項、第19項又は第20項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 22 第15項から前項までに定めるもののほか、第15項の規定による給料月額、第17項の規定による給料その他第15項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（職員の勤務延長に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第15項から第22項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。
（定年退職者等の再任用に関する経過措置）
- 3 改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の条例第3条第

5 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される同条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第4項の規定により定められた当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

4 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第4項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を市長が定める時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

5 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第25条第3項、第26条第2項及び第28条の2の規定を適用する。

6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第17条第2項第2号及び第23条の規定を適用する。

7 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、市長が定める。

（職員の分限に関する条例の一部を改正する条例）

8 職員の分限に関する条例（昭和27年大阪狭山市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「降任」の次に「（法第28条の2第1項本文及び第4項の規定による降任を除く。以下同じ。）」を加える。

附則に次の1項を加える。

3 一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年大阪狭山市条例第10号）附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第3条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「の規定による降任」とあるのは、「並びに一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年大阪狭山市条例第10号）附則第17項の規定による降任」とする。

(大阪狭山市職員の厚生制度に関する条例の一部を改正する条例)

- 9 大阪狭山市職員の厚生制度に関する条例（平成17年大阪狭山市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「同条例第3条第5項、第6項及び第8項」を「暫定再任用職員（短時間勤務の職を含む。）、同条例第3条第5項及び第7項」に改める。

議案第65号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する
条例について

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和4年(2022年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例（昭和44年大阪狭山市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。」を削り、同条第2項中「含む。」の次に「第10条第2項において「勤務日数」という。」を、「18日」の次に「(1月間の日数（大阪狭山市の休日に関する条例（平成元年大阪狭山市条例第23号）第2条第1項に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）」を、「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える。

第3条第1項中「給料の日額」を「退職の日におけるその者の給料の日額」に、「給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条第2項中「第5条第1項」を「第5条第1項第3号」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

1 1年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- (2) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (3) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの

第4条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

第5条の見出しを（25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）に改め、同条第1項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- (2) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者
- (3) 公務上の傷病又は死亡により退職した者
- (4) 25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (5) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの

第5条第2項中「(前項)」を「(同項)」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

第5条の3中「第5条第1項」の次に「(第1号及び第4号を除く。)」を加え、「10年」を「15年」に改める。

第5条の5を次のように改める。

(退職の理由の記録)

第5条の5 任命権者は、第4条第1項第3号及び第5条第1項第5号に掲げる者の退職の理由について、市長が定めるところにより、記録を作成しなければなら

ない。

第6条の4第1項中「以下「休職月等」という。」を「第7条第4項において「休職月等」という。」に改め、「額（以下）」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第10条第2項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）」を「勤務日数」に、「18日」を「職員みなし日数」に改め、同条第4項中「職員が、」を「職員が」に、「支給期間」とする。」を「支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他市長が定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして市長が定める職員が市長が定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。」に改め、同条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

第14条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項中「以下この条において同じ」を「以下この項から第6項までにおいて同じ」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項まで中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第2項中「第5条の3まで」の次に「及び附則第9項から第12項まで」を加える。

附則第3項中「第5条の2」の次に「及び附則第11項」を加える。

附則第4項中「第5条」の次に「又は附則第10項」を加える。

附則第8項中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項の次に次の4項を加える。

9 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で

あつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第9項」とする。

10 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第10項」とする。

11 一般職の職員の給与に関する条例附則第15項の規定による職員の給料月額額の改定は、給料月額額の減額改定に該当しないものとする。

12 当分の間、第5条第1項第5号に掲げる者に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年に達する日」とあるのは「定年（附則第9項に規定する職員以外の者にあつては60歳とする。）に達する日」と、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（附則第9項に規定する職員以外の者）にあつては60歳とする。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和58年大阪狭山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）」を「職員の退職手当に関する条例」に改め、「第5条まで」の次に「又は附則第9項若しくは第10項」を加え、「、改正後の条例」を「、同条例」に改め、「第5条の3まで」の次に「及び附則第9項から第12項まで」を加える。

附則第3項中「改正後の条例第3条第1項」を「職員の退職手当に関する条例第3条第1項」に、「改正後の条例第5条の2」を「同条例第5条の2及び附則第11項」に改める。

附則第4項中「改正後の条例第5条」を「職員の退職手当に関する条例第5条又は附則第10項」に改める。

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年大阪狭山市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「同項例」を「同条例」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年大阪狭山市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「、新条例」を「、職員の退職手当に関する条例」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行し、第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第10条第4項の規定及び附則第3項の規定については、令和4年7月1日から適用する。
 - (1) 第1条中職員の退職手当に関する条例第10条第4項及び附則第8項の改正規定並びに附則第3項の規定 公布の日
 - (2) 第1条中職員の退職手当に関する条例第2条第2項の改正規定（「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加える部分を除く。）並びに第10条第2項及び第11項の改正規定並びに附則第4項の規定 令和4年10月1日（経過措置）
- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて

適用する場合を含む。)又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)に対する第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第2条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。)」とあるのは、「(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。)」とする。

3 新条例第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に新条例第10条第4項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の市長が定める職員に該当するに至った者について適用する。

4 新条例第2条第2項及び第10条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

議案第66号

大阪狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する
条例等の一部を改正する条例について

大阪狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例を
次のとおり提出する。

令和4年(2022年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例

(大阪狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年大阪狭山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成18年大阪狭山市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和27年大阪狭山市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条中「1日以上6月以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第4条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成8年大阪狭山市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年大阪狭山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第6条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年大阪狭山市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に、「32時間」を「31時間」に改め、同条第3項中「32時間」を「31時間」に改める。

第3条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第7条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年大阪狭山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第8条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第9条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（大阪狭山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第8条 大阪狭山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年大阪狭山市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第6条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

議案第67号

大阪狭山市市税条例等の一部を改正する条例に
ついて

大阪狭山市市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和4年(2022年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照 人

大阪狭山市市税条例等の一部を改正する条例

(大阪狭山市市税条例の一部改正)

第1条 大阪狭山市市税条例（昭和40年大阪狭山市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第9条の4中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

第17条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第19条の2第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第17条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第19条の2第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第18条の8第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の市民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税若しくは市民税」に改める。

第19条第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第19条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が10,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が1,330,000円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第19条の4の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第29条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第36条の2中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

附則第3条の7第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第19条第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第23条第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第27条の2第4項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第19条の2第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようと

する旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第27条の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第19条の2第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第27条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第30条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第31条を削る。

(大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 第2条 大阪狭山市市税条例の一部を改正する条例（令和3年大阪狭山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第19条の4第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（）」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

(大阪狭山市手数料条例の一部改正)

- 第3条 大阪狭山市手数料条例（平成12年大阪狭山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の12の項中「証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)」を、「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」を加え、同表の14の項中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規

定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第3条中大阪狭山市手数料条例別表第1の12の項の改正規定（「証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分に限る。） 公布の日
- (2) 第1条中大阪狭山市市税条例第17条第4項及び第6項、第18条の8第1項及び第2項並びに第19条第1項ただし書及び第2項の改正規定並びに同条例附則第19条第2項、第27条の2第4項並びに第27条の3第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中大阪狭山市市税条例第9条の4及び第36条の2の改正規定、第3条中大阪狭山市手数料条例別表第1の12の項（「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える部分に限る。）及び14の項の改正規定並びに次条及び附則第4条の規定 令和6年4月1日

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の大阪狭山市市税条例第9条の4（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の大阪狭山市市税条例（以下「新条例」という。）第19条の3第1項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同条第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の大阪狭山市市税条例（次項において「旧条例」という。）第19条の3第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第19条の4第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第19条の4第1項に規定する申告書について

適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第19条の4第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の大阪狭山市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の大阪狭山市市税条例第36条の2(地方税法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。

議案第68号

大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例に
ついて

大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和4年(2022年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

大阪狭山市手数料条例の一部を改正する条例

大阪狭山市手数料条例（平成12年大阪狭山市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1中18の項を20の項とし、5の項から17の項までを2項ずつ繰り下げ、4の項を5の項とし、同項の次に次の1項を加える。

6	住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項及び第4項に規定する戸籍の附票の除票の写しの交付	戸籍の附票の除票の写しの交付手数料	1件	300円	
---	--	-------------------	----	------	--

別表第1の3の項の次に次の1項を加える。

4	住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項及び第4項に規定する除票の写し及び除票記載事項証明書の交付	除票の写しの交付手数料	1件	300円	
		除票記載事項証明手数料	1件	300円	1枚をもって1件とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第69号

令和4年度(2022年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第5号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和4年度(2022年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第5号)を別案のとおり提出する。

令和4年(2022年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第70号

令和4年度(2022年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第6号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和4年度(2022年度)大阪狭山市一般会計補正予算(第6号)を別案のとおり提出する。

令和4年(2022年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第71号

令和4年度(2022年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和4年度(2022年度)大阪狭山市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)を別案のとおり提出する。

令和4年(2022年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第72号

令和4年度(2022年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和4年度(2022年度)大阪狭山市介護保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)を別案のとおり提出する。

令和4年(2022年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第73号

令和4年度(2022年度)大阪狭山市池尻財産区特別
会計補正予算(第2号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和4年度(2022年度)大阪狭山市池尻財産区特別会計補正予算(第2号)を別案のとおり提出する。

令和4年(2022年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

議案第74号

令和4年度(2022年度)大阪狭山市半田財産区特別
会計補正予算(第1号)について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により、令和4年度(2022年度)大阪狭山市半田財産区特別会計補正予算(第1号)を別案のとおり提出する。

令和4年(2022年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

報告第 4 号

令和3年度(2021年)大阪狭山市健全化判断比率
の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和3年度(2021年)大阪狭山市健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和4年(2022年)9月1日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.94)	— (17.94)	3.0 (25.0)	— (350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。
- 2 早期健全化基準を括弧内に記載している。

令和 3 年度 (2021 年) 大阪狭山市資金不足比率の
報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 3 年度 (2021 年) 大阪狭山市資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて下記のとおり報告する。

令和 4 年 (2022 年) 9 月 1 日提出

大阪狭山市長 古川 照人

記

会計の名称	資金不足比率 (%)
下水道事業会計	—

備考 資金不足比率が算定されない場合は、「—」を記載している。

令和 3 年度 (2021 年度) 公益財団法人大阪狭山市文
化振興事業団事業会計決算報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、令和 3 年度 (2021 年度) 公益財団法人大阪狭山市文化振興事業団事業会計決算について別紙のとおり報告する。

令和 4 年 (2022 年) 9 月 1 日提出

大阪狭山市長 古 川 照 人